

名古屋三河道路

(西知多道路～名豊道路区間)

環境影響評価方法書のあらまし



はじめに

- 名古屋三河道路は、知多地域及び西三河地域を東西に貫く高規格道路であり、名古屋港や中部国際空港へのアクセス性を高めるほか、伊勢湾岸自動車道とのダブルネットワーク機能により、国土強靱化にも資する重要な道路です。
- このうち、西知多道路から名豊道路までの区間(延長約20km)を当面の優先整備区間に設定し、都市計画を定めようとするものです。また、本区間を都市計画に定めるにあたり、都市計画決定権者(愛知県)が、都市計画手続と合わせて環境影響評価の手続を行います。
- この「あらまし」は、「環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのか」という内容を記載した「環境影響評価方法書」の概要を示したものです。



名古屋三河道路の整備効果

産業

定時性・速達性の向上による物流網の信頼性確保と交流域の拡大

名古屋港、中部国際空港、産業集積地などへの定時性・速達性が向上します。東西方向へのアクセス性が向上する生産拠点多く立地しているため、物流の効率化が図られます。

渋滞

交通円滑化

境川・衣浦港周辺を始め、並行する高規格道路や一般道路の混雑が緩和されます。

安全

交通事故の減少

事故件数の多い境川・衣浦港周辺の一般道の交通量が減少し、交通事故発生リスクが低減します。

防災

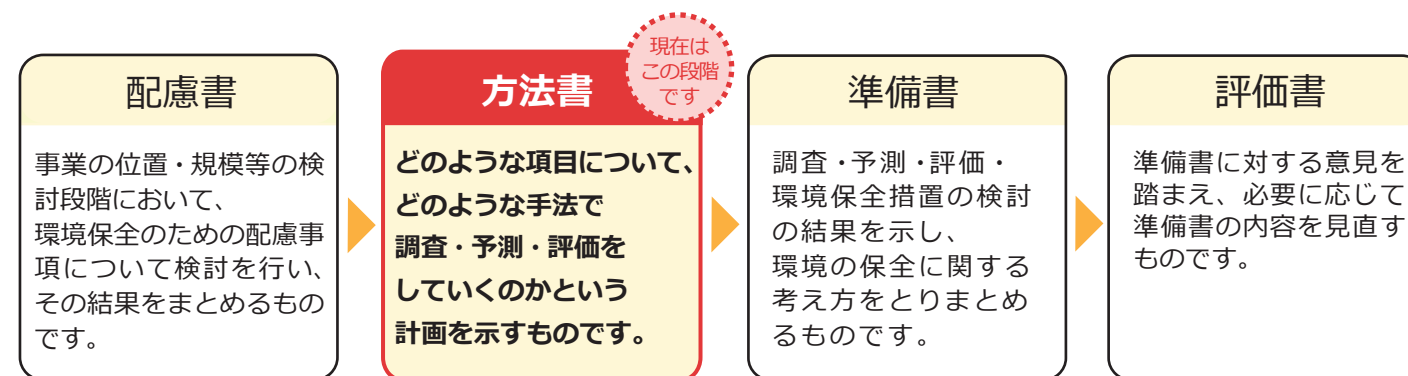
災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築

嵩上げ式の道路として繋がることにより浸水リスクが回避されるなど、災害時の通行の信頼性が向上します。既存の高規格道路と多くの防災拠点等とのアクセス性が高まり、地域の防災性が向上します。

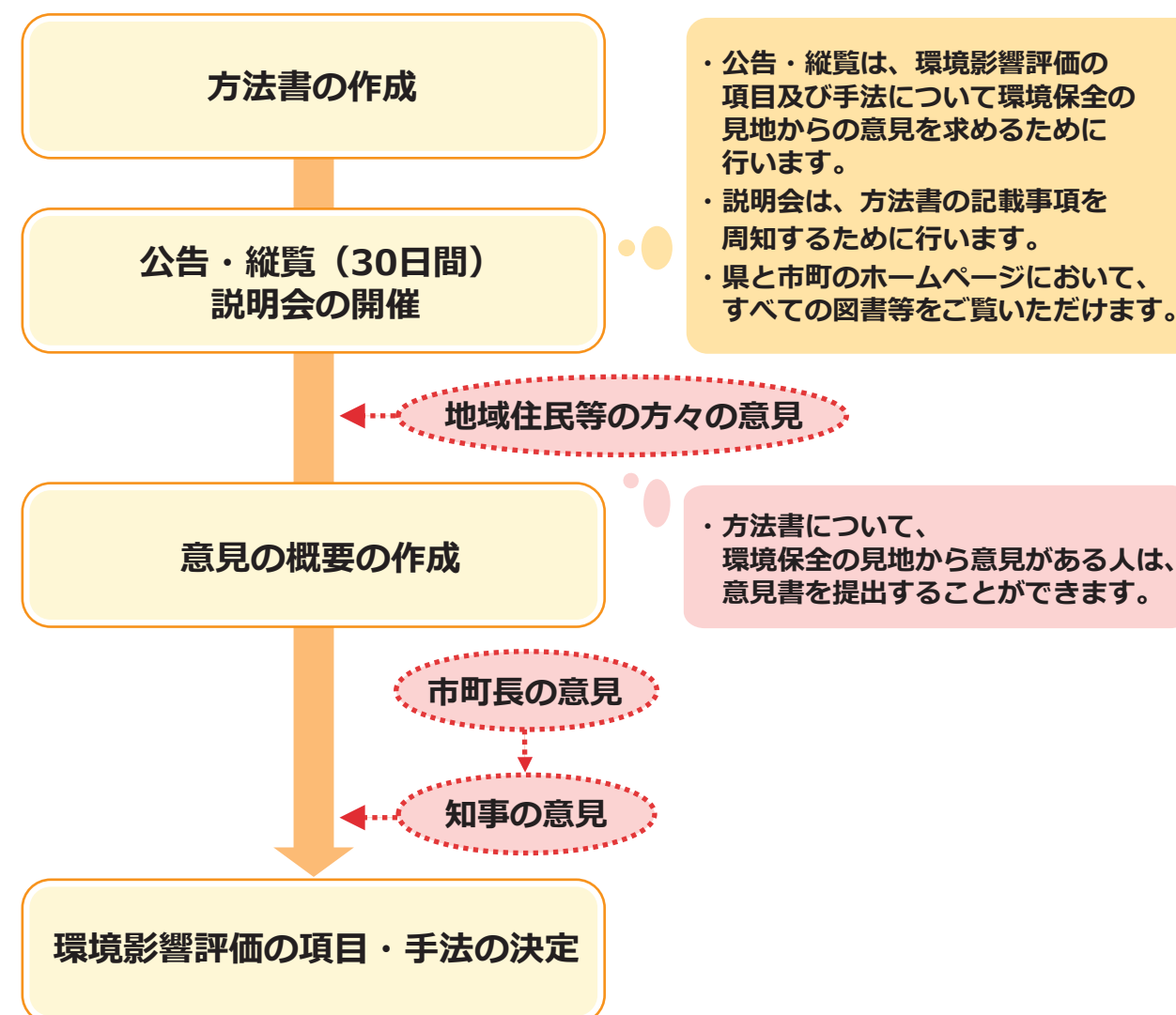
環境影響評価（環境アセスメント）とは

- 事業の内容を決めるにあたり、環境にどのような影響を及ぼすかについて調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民の方々や地方公共団体等から意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画（都市計画）を作り上げていくという制度です。

環境影響評価に関する図書



環境影響評価の項目・手法の決定までの流れ



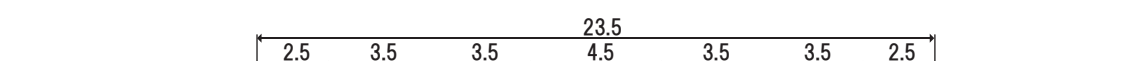
都市計画対象道路事業実施区域 位置図



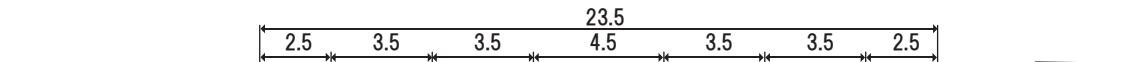
都市計画対象道路事業の概要（事業特性） 構造の概要

名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）の基本的な構造（標準的な断面図）

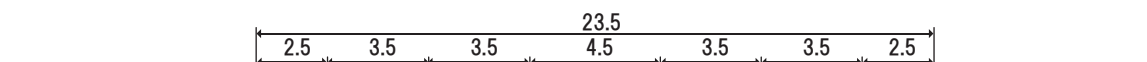
[盛土構造の例] 単位：m



[切土構造の例] 単位：m



[橋梁・高架構造の例] 単位：m



都市計画対象道路事業の概要（事業特性）

都市計画対象道路事業の名称		(仮称) 名古屋三河道路 (西知多道路～名豊道路区間) ※
都市計画決定権者の名称		愛知県
都市計画対象道路事業の内容	種類	高速自動車国道または 一般国道 (自動車専用道路) の新設
	事業実施区域の位置	上記「位置図」に示すとおり
	規模	延長: 約20km
	車線の数	4車線
	設計速度	100km/時

※都市計画道路名としては仮称となります。

地域の概要（調査区域の地域特性）

事業実施区域及びその周囲（調査区域）の自然的状況及び社会的状況について、既存の文献等を調査しました。

自然的状況	・大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、すべての一般環境大気測定局で環境基準を達成しています。 ・騒音及び振動については、一般環境騒音は18地点のうち17地点の測定地点で環境基準^(※1)を達成しています。自動車騒音^(※2)の測定（面的評価）は令和5年度に14箇所で行われており、12箇所が環境基準達成率90％以上となっています。騒音規制法に基づく要請限度^(※3)の調査は令和5年度に23地点で行われており、すべての地点で要請限度を超過していません。振動規制法に基づく道路交通振動^(※4)の測定は令和5年度に10地点で行われており、すべての地点で要請限度^(※5)を超過していません。 ・水質、地下水、土壌汚染等の調査では、水質は河川及び海域共に一部の生活環境項目が環境基準を超過している地点があり、地下水水質も一部の項目が環境基準を超過している地点があります。土壌汚染は、1地点で調査を実施しており、環境基準を達成しています。 ・環境省や愛知県のレッドリスト等に該当する重要種などが、哺乳類4種、鳥類101種、両生類4種、爬虫類5種、昆虫類67種、クモ類15種、貝類25種、魚類17種、底生動物1種、維管束植物179種、非維管束植物4種が確認されています。
社会的状況	・事業実施区域の土地利用の現況は、境川の西側に市街地、田、田以外の農用地、森林が混在して分布し、東側に市街地と田が分布しており、全ての市町で用途地域が指定されています。また、交通の状況として、一般国道23号、一般国道155号、一般国道366号、一般国道419号、主要地方道名古屋半田線、名古屋鉄道常滑線・河和線・三河線、JR武豊線等が存在しています。 ・事業実施区域には「環境配慮が特に必要な施設」として、小学校や中学校、幼稚園、病院や福祉施設などが存在しています。

※ 1：人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基本法第6条）
 ※ 2：自動車の運行に伴い発生する騒音（騒音規制法第2条4）

※ 3：自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

※ E : 道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく妨げられていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は国土交通委員会に

※5：道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

- 名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）に係る環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を踏まえて以下のとおり選定しました。

影響要因の区分				工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	資材及び車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	水底の掘削等	道路（地表式）の存在	道路（嵩上式）の存在	自動車の走行
環境要素の区分												
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	○	○							○
			粉じん等	○	○							
		騒音	騒音	○	○							○
		振動	振動	○	○							○
		低周波音	低周波音									○
	水環境	水質	水の濁り			○						
	土壌に係る環境 その他の環境	その他の環境要素	日照阻害								○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○			○			○		
	植物		重要な種及び群落				○			○		
	生態系		地域を特徴づける生態系	○			○			○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○			○		
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況						○			○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○						
	温室効果ガス等		温室効果ガス等	○								

注 1) ○: 選定した項目
注 2) この表は、国土交通省令、県条例などに基づき、作成しています。

- 環境影響評価の項目ごとの調査・予測の手法の概要は、次のとおりです。
- 調査地点は、環境影響評価の項目ごとに、予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を選定します。

環境要素	調査の手法 （調査項目・現地調査手法）	予測の手法等	影響要因
二酸化窒素 浮遊粒子状物質	■大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） ：大気の汚染に係る環境基準に規定される測定方法等	拡散式を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度を予測	工事の実施 道路の供用
粉じん等	■気象の状況 ：地上気象観測指針による観測方法	事例の引用または解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測	工事の実施
騒音	■騒音の状況（騒音レベル） ：騒音に係る環境基準に規定される測定方法等	音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、騒音レベルを予測	工事の実施 道路の供用
振動	■振動の状況（振動レベル） ：振動規制法施行規則に規定される測定方法等	事例の引用又は解析等により得られた予測式を用いて、振動レベルを予測	工事の実施 道路の供用
低周波音	■住居等の位置：現地踏査による目視	既存調査結果より導かれた予測式を用いて、低周波音圧レベルを予測	道路の供用
水質（水の濁り）	■水質の状況（浮遊物質量の濃度、濁度） ：水質汚濁に係る環境基準に規定される測定方法等 ■水象の状況（河川の流量、流向及び流速） ：「水質調査方法」等に規定される方法等	類似事例を用いて推定する方法等による水の濁りの程度を予測	工事の実施
日照阻害	■土地利用及び地形の状況：現地踏査による目視	日影図の作成により構造物による日影を予測	道路の存在
動物 （重要な種及び注目すべき生息地）	■動物相及び重要な種等の状況 ：個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、個体の採取等の各動物に応じた方法等	重要な種等の生息地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生息に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
植物 （重要な種及び群落）	■植物相及び植生、重要な種及び群落の状況 ：個体の目視や採取等の方法等	重要な種等の生育地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生育に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
生態系 （地域を特徴づける生態系）	■動植物その他の自然環境に係る概況及び地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ：調査手法については「動物」「植物」に同じ	注目種・群集の生息・生育基盤の消失・縮小する区間等及びその程度を把握し、生態系に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
景観 （主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観）	■主要な眺望点、景観資源の分布及び主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観の状況 ：写真撮影等	主要な眺望点及び景観資源と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及びその程度を、またフォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により主要な眺望景観の変化の程度を予測	工事の実施 道路の存在
人と自然との触れ合いの活動の場 （主要な人と自然との触れ合いの活動の場）	■主要な自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況等 ：写真撮影等	主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及び程度、利用性の変化、快適性の変化等を予測	工事の実施 道路の存在
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	■主要な地域の歴史的文化的環境の状況 ：既存資料を補完する必要がある場合には、現地踏査による目視	地域の歴史的文化的特性を生かした環境(史跡、建造物、無形民俗文化財)と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及び程度を予測	工事の実施 道路の存在
廃棄物等	（既存資料調査を基本とする）	事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測	工事の実施
温室効果ガス等	（既存資料調査を基本とする）	工事实施に伴う温室効果ガスの発生量を予測	工事の実施

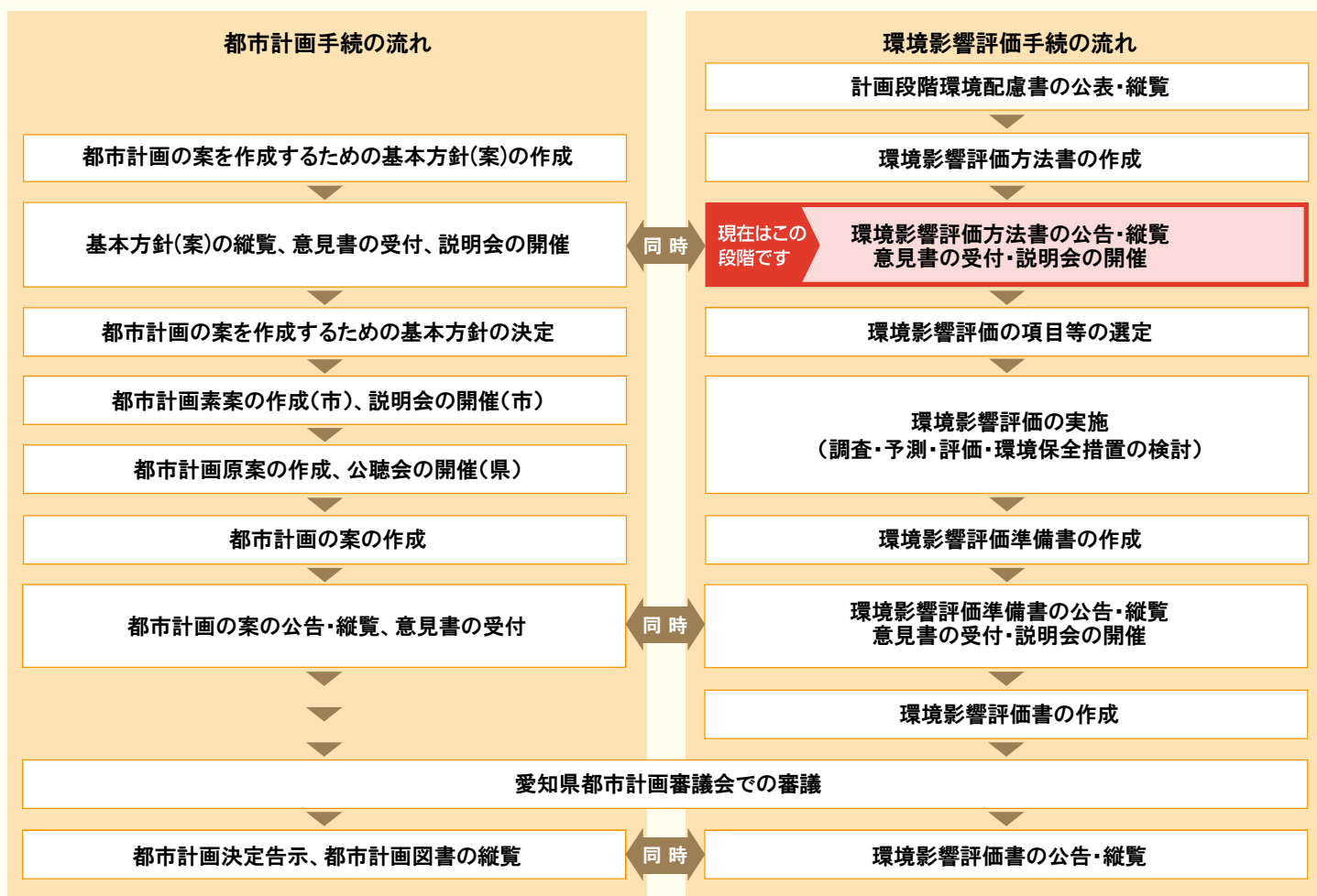
●回避又は低減に係る評価

事業を行った場合の環境への影響について、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全への配慮が適正になされているかどうかについて評価します。

●基準又は目標との整合

法令等で定められている基準又は目標と、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。

都市計画手続 及び 環境影響評価手続の流れ



「環境影響評価方法書」の縦覧について

- 縦覧期間・場所：令和 8 年 1 月 6 日(火)～2 月 6 日(金)〔土曜・日曜及び祝日を除く〕

縦覧場所		時間（土日祝除く）
愛知県庁本庁舎 5 階（都市・交通局 都市基盤部 都市計画課）	名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2	8:45～17:30
刈谷市役所 6 階（都市政策部 都市交通課）	刈谷市東陽町 1 - 1	8:30～17:15
安城市役所北庁舎 4 階（都市整備部 都市計画課）	安城市桜町18-23	8:30～17:15
知多市役所 2 階（都市整備部 都市計画課）	知多市緑町 1	9:00～16:00
阿久比町役場 2 階（建設経済部 まちづくり推進課）	阿久比町大字卯坂字殿越50	8:30～17:15
東浦町役場本庁舎 2 階（まちづくり部 都市デザイン課）	東浦町大字緒川字政所20	8:45～16:00

- インターネットによる公表

県都市計画課ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>

「ホームページ上では縦覧期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日縦覧可能です」



「意見書」の提出について

方法書について、環境保全の見地から意見書を提出することができます。

- **提出期限：**令和8年2月20日(金)必着（〒460-8501 住所不要）
- **提出先：**愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課
- **記載が必要な事項：**

- ・愛知県知事宛てであること
- ・日付、意見書を提出する方法書の名称（右記載例参照）
- ・住所、氏名、及び意見
- ・方法書についての環境保全の見地からの意見

※意見書は意見の理由を含めて日本語で記載してください。

- その他：

様式、その他詳細は県都市計画課のホームページで
ご確認ください。

意見書は、県都市計画課のホームページからも提出できます。



＜意見書の記載例＞

令和●●年●●月●日

名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)の
方法書に関する意見書

愛知県
代表者 愛知県知事 殿

住 所 ○○市○○
ふりがな ○○ ○○
氏 名 ○○ ○○

表題の件について意見書を提出します。

・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○



愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課
〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2
TEL:052-961-2111(代表) 052-954-6515(ダイヤルイン)
ホームページ: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>